

令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 26 日 )  
( 第 28 号 )

第  
28  
号  
11  
月  
26  
日



令和 2 年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 28 号

○令和 2 年 11 月 26 日（木曜日）

---

### 議事日程（第 28 号）

令和 2 年 11 月 26 日（木） 午前 10 時開議

第 1 議案第 186 号から議案第 195 号まで

〔提案説明〕

第 2 議提議案第 4 号

〔提案説明〕

第 3 議案第 145 号から議案第 195 号まで

〔質疑、委員会付託〕

第 4 請願の特別委員会付託の件

---

### 会議に付した事件

日程第 1 議案第 186 号から議案第 195 号まで

日程第 2 議提議案第 4 号

日程第 3 議案第 145 号から議案第 195 号まで

日程第 4 請願の特別委員会付託の件

---

### 会議に出欠席の議員氏名

出席議員 50 名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之

4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博
9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正
18	番	野 村	保 夫
19	番	山 内	道 明
20	番	山 本	里 香
21	番	稻 森	稔 尚
22	番	濱 井	初 男
23	番	森 野	真 治
24	番	津 村	衛
25	番	杉 本	熊 野
26	番	藤 田	宜 三
27	番	稻 垣	昭 義
28	番	石 田	成 生
29	番	小 林	正 人
30	番	服 部	富 男
31	番	村 林	聰

32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚
35	番	奥 野	英 介
36	番	今 井	智 広
37	番	北 川	裕 之
38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	津 田	健 児
44	番	中 嶋	年 規
45	番	青 木	謙 順
46	番	中 森	博 文
47	番	前 野	和 美
48	番	山 本	教 和
49	番	西 場	信 行
50	番	中 川	正 美
51	番	舘	直 人
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	西 塔 裕 行
書 記 (企画法務課長)	枘 屋 武
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	平 井 利 幸
書 記 (議事課班長)	中 西 健 司

---

 会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	稲 垣 清 文
副 知 事	廣 田 恵 子
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
環境生活部廃棄物対策局長	安 井 晃
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定

公安委員会委員  
警察本部長

長 江 正  
岡 素 彦

代表監査委員  
監査委員事務局長

山 口 和 夫  
坂 三 雅 人

人事委員会委員長  
人事委員会事務局長

竹 川 博 子  
山 川 晴 久

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

労働委員会事務局長

中 井 宏 文

---

午前10時0分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち報告いたします。

議案第186号から議案第195号まで、並びに議提議案第4号はさきに配付いたしました。

次に、さきに提出されました議案第163号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おきます。

次に、11月20日までに受理いたしました請願6件のうち、請願第25号を除く請願5件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託い

たしますので、御了承願います。

次に、予算に関する説明書について、正誤表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

---

### 提出議案件名

- 議案第186号 令和2年度三重県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第187号 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第188号 令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第189号 令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第190号 令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
- 議案第191号 令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第192号 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第193号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第194号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第195号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議提議案第4号 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

---

#### 議提議案第4号

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和2年11月20日

提出者 津 村 衛  
稲 垣 昭 義



小林 正人  
村林 聡  
長田 隆尚  
三谷 哲央  
津田 健児

三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例  
の一部を改正する条例

第一条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては <u>百分の百六十五</u> を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例に	第九条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては <u>百分の百七十</u> を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例によ

より一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)	り一定の割合を乗じて得た額とする。 3 (略)
-----------------------------	----------------------------

第二条 三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百六十七・五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百六十七・五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百七十</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百六十五</u>を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四

月一日から施行する。

#### 提案理由

一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正等を考慮し、三重県議会議員の期末手当の支給割合の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

人委第 118 号

令和 2 年11月25日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見について

令和 2 年11月20日付け三議第213号で求められました下記の議案に対する本委員会の意見は別紙のとおりです。

#### 記

議案第163号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

#### 別 紙

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委員会の意見

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案は、職員の勤務の

実態及び業務の特殊性の変化等に鑑み、特殊勤務手当の額の改定等を行うものであり、適当と認めます。

請 願 文 書 表

( 新 規 分 )

総務地域連携常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 20	<p>(件 名) 国に対し「消費税率を5%に引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) 2019年10月からの消費税増税後の、昨年10～12月期にはすでに実質GDP（国内総生産）マイナスとなっていた。そこに新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、4～6月期の実質GDPが年率換算で過去最悪の28.1%に落ち込んだことが新聞等で発表されている。</p> <p>厚生労働省は、三重県の最低賃金を1円引き上げて874円にしたが、1日8時間、月に22日働いても153,824円にしかならない。この最低賃金をもとにしてパート・アルバイト等の賃金も決められるが、コロナ禍の影響を受けて、仕事を失ったり、短時間労働に変更されたりして、多くの方が収入減で困っている。</p> <p>コロナ禍の影響は受けていないとされる年金受給者や生活保護世帯の方たちも、国民年金の平均受給額は月55,000円で年間66万円である。生活保護世帯の高齢者単身世帯では約7万円で年間84万円である。</p> <p>この間に政府や自治体からの1人10万人の特別定額給付金や中小業者や企業への持続化給付金・家賃支援金など多くの対策が取られてきた。</p> <p>しかし、ホームレスなどの住民票を持たない人や給付金・支援金等の制度に当てはまらない中小業者・企業にはお金が届いていない。</p> <p>海外では欧州、アジア、中南米、アフリカにいたる多くの国が付加価値税（＝消費税）の減税に踏み切っている。</p>	<p>津市海岸町12-10 三重県商工団体連合会 山口謙治 ほか9名</p> <p>(紹介議員) 山 本 里 香 稲 森 稔 尚</p>	2年・11月

	<p>これまで一貫して付加価値税の税率を引き上げてきたドイツも初めて減税に踏み切った。標準税率を3%、食料品など軽減税率を2%引き下げた。</p> <p>低所得者に対する支援策の側面や国民の幅広い層が恩恵を受けることによって社会の連帯意識を高めるなどの期待があるとしているそうである。</p> <p>日本においても消費税の減税に踏み切れば、実質的に食料品や生活必需品などの値下げになり、低所得の人たちへの直接支援につながる。</p> <p>3月の確定申告から7カ月が経った。この間に税務署は、税金が納められない人達に1年間の猶予を行っているが、来年の申告時期を迎えれば、令和2年度の税金と今年度の税金を合わせて納税しなければならないが、納税できる保証はない。</p> <p>消費税の減税効果によって景気（消費）を刺激しなければ、業者や企業の廃業・倒産が相次ぐ可能性がある。</p> <p>以上の趣旨から下記事項についてお願いしたい。</p> <p>(請願事項)</p> <p>一、消費税率を5%に引き下げを求める意見書を政府に送付していただくこと</p>		
--	---	--	--

### 環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 21	<p>(件名) 私学助成について</p> <p>(要旨)</p> <p>(国庫補助の充実)</p> <p>1 公私間の教育費の保護者負担格差を解消するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに助成額を大幅に増額し、私立小・中・高等学校の経常的経費2分の1助成を早期に実現していただきたい。</p> <p>(県費補助の充実)</p> <p>2 上記の国の補助に加えて、私立小・中学校への県費の上乗せを実現していただきたい</p>	<p>津市上浜町一丁目 293番地の4 三重県私立高等学校 ・中学校・小学校 保護者会連合会 会長 加藤健一 ほか20名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 山 本 佐知子 藤 根 正 典 小 島 智 子 野 村 保 夫</p>	2年・11月

	<p>い。また私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>私学助成については、平素から格別の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。</p> <p>私どもは、私学各校それぞれの建学の精神に基づく特色ある教育に魅かれ、私学に子どもたちを学ばせている。</p> <p>しかしながら、公私間の教育費負担の格差は極めて大きく、とりわけ入学時納付金の格差が大きく、高額であり、私学に学ばせることを望む保護者にとって高い障壁になっている深刻な問題である。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染が収束をみない状況において、社会への経済的影響は深刻化している。各世帯においては感染対策の長期化や家計急変など予断を許さず、学校においても、児童・生徒が安全に学ぶことができる教育環境づくりに苦心している。</p> <p>将来を担う子どもたちが、多様な教育方針の中から安心して自由に学校を選択することができるような教育環境を、今後ますます整えていただきたいと切に願っている。</p> <p>私立高等学校生徒への就学支援金は、令和2年度から、国の助成により、年収約590万円未満の世帯の授業料は無償となった。しかし、県立高校においては、年収約910万円までは無償であるのに対し、私立では依然として学費を負担しているのが実情である。</p> <p>これらのことをご理解いただき、私ども保護者が子どもを安心して私学に学ばせることができるよう特段の御理解と御高配をお願い申し上げます。</p> <p>以上、請願の趣旨について、貴議会において採択いただき、私学助成の充実を求める意見書を国会及び政府に対し提出していただきたく、また、小・中学校への県費の上乗せ、及び私立高等学校生徒への就学支援金の県費による支援の拡充を実現していただきたく、ここに請願する。</p>	<p>山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 石 田 成 生 谷 川 孝 栄</p>	
<p>請 22</p>	<p>(件 名)</p> <p>花きの振興に関する県の施策の充実強化を求めることについて</p>	<p>松阪市上蛸路町490番地 三重緑創会</p>	<p>2年・11月</p>

<p>(要 旨)</p> <p>三重とこわか国体・三重とこわか大会での花きの積極的な利用をはじめとする花きの需要の創出や喚起などの花きの振興に関する県の施策について、更なる充実強化を図っていただくようお願いしたい。</p> <p>(理 由)</p> <p>三重県の平成30年産花きの都道府県別産出（出荷）額は約83億円で全国12位となっており、人口比で考えると、三重県における花き産業は、多くの雇用を生み出す一大産業となっている。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、花きの需要が見込まれるイベント等の多くが中止又は規模縮小となるなど、全国的に花きの需要は急激に減少している。</p> <p>三重県においても、例外ではなく、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の花き生産者の経営状況も非常に厳しいものとなっている。</p> <p>国においては、新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上が減少する等の影響を受けた花き等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するための支援策として高収益作物次期作支援交付金制度を創設し、生産者の支援に当たっていただいているところである。</p> <p>県においても、令和2年4月に実施いただいた「花いっぱいプロジェクトみえ」をはじめとする様々な施策によって花きの振興を図っていただいているところではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響下では、先行きが見通せず、花き生産者は皆、不安な毎日を過ごしているところである。</p> <p>よって、三重とこわか国体・三重とこわか大会での花きの積極的な利用をはじめとする花きの需要の創出や喚起などの花きの振興に関する県の施策について、更なる充実強化を図ることで、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況に置かれている県内の花き生産者を支援していただくようお願い申し上げます。</p>	<p>森戸勝美 ほか5名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 平 畑 武 山 本 佐知子 小 島 智 子 野 村 保 夫 山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宜 三 石 田 成 生 谷 川 孝 栄</p>	
---	---	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 23	<p>(件 名) 高齢者福祉介護事業者の持続可能性の確保に向けた支援等を求めることについて</p> <p>(要 旨) 介護保険制度の創設以降、急速なサービス供給の拡大と多様化、それに伴う給付費の増嵩、サービスの質の向上への要請の高まり、介護人材不足の顕在化、地域包括ケアシステム構築の必要性等、介護を取り巻く環境の変化は著しいものがある。一方で、労働人口の減少や財政的な制約が高まる中、質的・量的なニーズに的確に応えられる介護サービス供給体制を保つことは容易なことではない。</p> <p>2035年以降は、後期高齢者が減少に転じ、わが国は縮小社会の一途を辿ることになる。そのような中で、多種多様かつ複合的な支援を求める社会の要請は、ますます強くなるものと思われる。社会保障制度を持続可能にする観点から、社会保障給付の抑制政策が今以上に進むことが予想される。このような状況のもと、これまでの積み重ねを礎石としつつ、高齢者福祉をさらに充実させるために次の事項について所要の措置を講じていただくようお願いする。</p> <p>1. 国に対して次の事項を求める意見書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護施設・事業所の基本報酬を引き上げること。特に経営が悪化している特別養護老人ホームの基本報酬を引き上げること。</li> <li>・将来の後期高齢者人口の減少を鑑み、また地域に密着した高齢者福祉事業の安定的持続的なサービスの確保のためにも、必ずしも定員増を伴わない施設改修等に対して、地域医療介護総合確保基金等による財政支援措置の対象になるよう柔軟な対応を検討すること。</li> </ul> <p>(理 由) 先に行われた社会保障制度改革において、制度の持続性と天秤にかけるかのように給付抑制がうたわれ、結果として財政論に立った厳しい方向付</p>	<p>津市桜橋2丁目131 三重県老人福祉施設 協会 会長 近藤辰比古</p> <p>(紹介議員) 石 垣 智 矢 山 本 佐知子 中瀬古 初 美 藤 根 正 典 小 島 智 子 野 村 保 夫 山 内 道 明 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 藤 田 宣 三 石 田 成 生 谷 川 孝 栄</p>	2年・11月



	<p>けが行われ今日に至っている。</p> <p>前回の介護報酬改定では、6年ぶりの0.54%プラス改定となり、介護保険事業運営が健全化に向かうものと期待していたものの、介護人材が不足する中であって、働き方改革による有給休暇取得の義務化、最低賃金の引き上げの他、職員の定着・確保を図るための処遇改善、派遣人材の導入など人件費を始めとする諸経費が嵩み、事業運営の厳しさが増している。</p> <p>令和元年度決算において、全国介護老人福祉施設(特養)の収支差率は1.6%と低下したほか、全国の赤字施設は全体のうち33.8%となっている。このように厳しい収支状況にあるため、多くの法人では介護サービスの質の向上はもとより人材確保、育成をはじめ、老朽化の進む施設設備の更新など未来への投資が困難な状況に直面している。また、感染症予防体制の充実や介護事故報告の明確化と体制整備、ICT等導入推進にかかる体制整備、事業継続計画策定にかかる対応なども充実させていく必要がある。しかし、このままでは、経営が行き詰まり、サービス提供に支障を来すことになれば、地域社会に多大の影響を及ぼすことも考えられる。</p> <p>このような状況を踏まえれば、令和3年度介護報酬改定において、マイナス改定はあり得ず、介護事業の事業継続とサービス水準の底上げを両立させていく観点から、特養等における基本報酬のプラス改定の実現について国に対して意見書を提出していただくようお願いする。</p>		
--	--	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 24	<p>(件名) 安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード(自動車等の解体施設)に対し規制を要望することについて</p> <p>(要旨) 木曾岬町には、数多くのいわゆるヤード(自動車等の解体施設)が点在しているが、この3年間でその数は倍増し、住民からの苦情が急増している現状がある。</p>	<p>桑名郡木曾岬町大字 小和泉75番地 服部英二夫 ほか7名</p> <p>(紹介議員) 川 口 円 石 垣 智 矢 山 本 佐知子 中瀬古 初 美</p>	2年・11月

<p>これまでも、三重県に様々な対応をして頂いているが、現状は、規制が行き届かず住民にとり何も変わらない為、苦情が絶えない状況である。</p> <p>安全安心な町づくりを目指す木曾岬町にとっても喫緊の課題となっており、何卒これらの規制を行える実効力のある条例の制定を強く要望する。</p> <p>(理 由)</p> <p>木曾岬町には、数多くのいわゆるヤード（自動車等の解体施設）が点在しているが、この3年間でその数は倍増し、住民からの苦情が急増している現状がある。</p> <p>これまでも、三重県に様々な対応をして頂いているが、現状は、規制が行き届かず住民にとり何も変わらない為、苦情が絶えない状況である。</p> <p>また、民家に近い場所が多く、その周囲の高い囲いは異様で景観を損ね、周囲が荒れ放題になっている。ごみが散乱し違法投棄等を誘発している。本来、近隣住民との融和を図るべき施設であるが、それらが殆ど考えられていない。</p> <p>付近では、道路のみならず歩道、空地、公園の駐車場、水路の法面等にも定期的にナンバーの無い車を置く行為が繰り返されている。</p> <p>警察による指導があってもその場しのぎの対応で、まったく意味がない状況である。</p> <p>また、車両の搬入時には道路を占有し、長時間車両の積み下ろしを行うことがあり、一般の通行車両に対し事故の誘発を招くもので危険である。また、ナンバーのない車両で公道を運転する行為があり、これらの車両によって事故が起こった場合、被害者は何の保証もない恐れがある。</p> <p>その他にも、囲いもなく段積みで車両を高く積み上げているところがある。それにより風雨はもとより、台風、地震において重大な事故が発生しかねない。これらはナンバーが無いことから自動車では無く、いわゆる「物」であって、無責任に積み上げても何も規制がない。</p> <p>民家に近いところでは、崩れてくるのではないかと危惧する住民もいる。また、子供たちの通学路になっている場所もあり、何とかして欲しいという保護者からの訴えは日常的にある。</p> <p>これらの施設は、大型トレーラーによる自動車等の搬入が行われる事が多いので、付近の道路は常に損壊にさらされ、その修繕費用も多大となつ</p>	<p>小島智子 野村保夫 山内明 山本里香 稲森稔尚 藤田宜三 石田成生 谷川孝栄 三谷哲央</p>	
--	--	--

ている。また農道近辺に作られることが多く、農機具や農作業車の通行の妨げが指摘されている。しかし現状では大型車の規制が出来ない。

また、居住施設では無い施設であるにも関わらず、居住し続け昼夜構わず作業を行っていることがあり、近隣住民との間で騒音等の問題が発生している。

土地所有者との契約において、近隣住民の意見が一定程度反映されているところでは問題が少ないが、土地の又貸しの横行により責任の所在が希薄化し、これらも問題の発端の一つになっている。

この他にも盗難車の問題や、火災、油等の流出問題等もあるものの、それらに関しては現状の法の範囲内で、規制がある程度出来ている。しかし、これまでに示した数々の問題には効果は無いに等しく、違反した場合には認可の停止及びはく奪等も視野に入れた新しい制度がなければ、一時しのぎの対応で済まされてしまうことになる。これらを抜本的に規制しなければ、住民の不安は取り除かれない。

この要望は、いわゆるヤードを排除しなければならないということではなく、住民の生活環境を保全しつつ、安心して生活できるように規制の強化を求めるものである。

安全安心な町づくりを目指す木曽岬町にとっても喫緊の課題となっており、何卒これらの規制を行える実効力のある条例の制定を強く要望する。

1. 住民の生活環境に悪影響を及ぼし、安心した生活に不安を与えるヤードの適正管理を図るため、ヤード運営者に対し届出を義務付け違反者に対しては罰則を設けることで実効力のある条例制定を強く要望する。
2. 古物営業法、自動車リサイクル法、道路交通法等関連法令違反が確認されたヤード運営者には、許認可の取消し等適切な処分を強く要望する。
3. 車を何段も積載保管するなど、既存の法令等では規制が出来ない場合、これらを規制する為の条例制定を強く要望する。

本意見書での、「いわゆるヤード（自動車等の

	解体施設」とは、「自動車解体等の作業場及び保管場所」をいう。	
--	--------------------------------	--

## 委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 25	<p>(件名) あらゆる差別解消の推進に関する条例の制定を 求めることについて</p> <p>(要旨) あらゆる差別解消の推進に関する条例を以下の 内容に沿って制定すること</p> <p>(1) 差別についての定義を明記すること (2) 差別行為の禁止を明記すること (3) 差別を解消するための体制を整備する こと (4) 差別による人権侵害に対する救済措置 を講じること (5) 差別を解消するための教育や啓発を推 進すること</p> <p>(理 由) 新型コロナウイルス感染症の拡大にともない、 罹患者、医療従事者、運送業者並びにその家族な どに対する差別や人権侵害が深刻なかたちで発生 している。罹患者宅への嫌がらせ、誹謗中傷やガ ソリンスタンドでの給油拒否、県外ナンバー車両 に傷をつける、感染者が出た職場への嫌がらせな ど、県内においても深刻な問題が発生している。 こうした差別は、既存差別との関連性が強く、 ネット上では、中国にルーツのある人々へのヘイ トスピーチ、被差別部落出身者に関しては賤称語 を用いて「〇〇コロナ」等の投稿が従来にはない ほど多く現れている。ネット上の差別は、県民の なかにある差別意識や偏見により生じている問題 である。</p> <p>さらに、既存差別は、さまざまなかたちをもつ て県内各地で発生している。マイノリティに対す る差別落書きや結婚差別、土地に関わる差別、外 国人や障害者であることを理由とした入居差別な</p>	<p>津市一身田町742 常磐井鸞猷 ほか3,006名</p> <p>(紹介議員)</p> <p>川 口 円 田 中 智 也 藤 根 正 典 山 本 里 香 稲 森 稔 尚 舟 橋 裕 幸 三 谷 哲 央</p>	2年・11月

<p>どが、県や市町の人権担当窓口等に報告されている。</p> <p>これまで三重県では「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権尊重の取組が進められているが、前述したような差別の未然防止・再発防止にはつながっておらず、被害者の多くは泣き寝入りとなる事態が長らく続いている。</p> <p>このような中、2016年（平成28年）国において、差別を解消することを目的に、3つの法律（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律）が施行された。これら人権3法は、いずれも地方公共団体の責務を明記し、必要な施策を講じることを求めている。おりしも、三重県議会では「差別解消を目指す条例検討調査特別委員会」が設置されている。</p> <p>今回、新型コロナウイルス感染症によって、既存の差別が深刻なかたちで顕在化してきたことを踏まえ、あらゆる差別解消の推進に関する条例を制定するよう請願する。</p>		
---	--	--

## 議 案 の 上 程

- 議長（日冲正信） 日程第1、議案第186号から議案第195号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

- 議長（日冲正信） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

- 知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、ただいま上程されました補正予算7件、条例案3件、合わせて10件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第186号から第192号までの補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について、それぞれ補正を行うもので、各会計の補正額は、一般会計で5680万3000円、特別会計で366万円、企業会計で1126万3000円をそれぞれ減額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、義務教育費負担金で5644万円を減額しています。

歳出では、人事委員会の給与改定に関する勧告に鑑み、人件費で5億1667万6000円を減額する一方で、人件費の減額補正に伴う県費減額分を財政調整基金に積み立てるため、積立金として4億6412万1000円を増額しています。

次に、特別会計及び企業会計について説明いたします。

特別会計では、子ども心身発達医療センター事業特別会計で366万円を減額しています。

また、企業会計では、病院事業会計で638万7000円、水道事業会計で249万4000円、工業用水道事業会計で164万4000円、電気事業会計で35万2000円、流域下水道事業会計で38万6000円をそれぞれ減額しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案について説明いたします。

議案第193号は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うものです。

議案第194号及び第195号は、人事委員会の議会及び知事に対する令和2年11月9日付の給与改定に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行うものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で、提出者の説明を終わります。

## 議 提 議 案 の 上 程

○議長（日沖正信） 日程第2、議提議案第4号を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（日沖正信） 提出者の説明を求めます。小林正人議員。

〔29番 小林正人議員登壇〕

○29番（小林正人） ただいま議題となりました議提議案につきまして、提出

者を代表いたしまして、提案説明を申し上げます。

議提議案第4号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案は、一般職に属する職員の期末手当の支給割合の改正等を考慮し、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、公布の日とし、令和3年度分以降の部分については、令和3年4月1日からとしております。

以上をもちまして提案説明を終わります。

よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（日沖正信） 以上で提出者の説明を終わります。

## 休 憩

○議長（日沖正信） 議案聴取会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

---

午前10時55分開議

## 開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（日沖正信） この際、報告いたします。

さきに提出されました議案第194号及び議案第195号について、地方公務員法第5条の規定により、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧おき願います。

人委第 120 号  
令和 2 年11月26日

三重県議会議長 様

三重県人事委員会委員長

地方公務員法第 5 条第 2 項の規定による条例案に対する意見につ  
いて

令和 2 年11月26日付け三議第217号で求められました下記の議案に対する本  
委員会の意見は別紙のとおりです。

#### 記

議案第194号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第195号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

#### 別 紙

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案に対する人事委  
員会の意見

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案及び公立学校職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例案は、人事委員会の議会及び知事に対する  
令和 2 年11月 9 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員  
及び公立学校職員の期末手当の支給割合の改正等を行うものであり、適当と認  
めます。



---

## 質 疑

○議長（日沖正信） 日程第3、議案第145号から議案第195号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので発言を許します。11番 下野幸助議員。

〔11番 下野幸助議員登壇・拍手〕

○11番（下野幸助） おはようございます。鈴鹿市選出、新政みえの下野幸助です。

議長のお許しをいただきましたので、議案第145号令和2年度一般会計補正予算（第8号）から、新型コロナウイルス感染症対策に関連して、医療分野1件、資金融資支援分野2件、合わせて3件をお尋ねしたいと思います。

質疑の時間が15分ということで、恐れ入りますが御答弁のほうは簡潔明瞭に、御協力のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

早速それでは、医療分野から介護サービス施設・設備整備等推進事業費について、医療保健部長にお尋ねいたします。

国内では、第3波とも言われる新型コロナウイルス感染症によって、患者数が激増しております。

三重県内におきましても、11月19日に鈴木知事から新型コロナウイルス感染症対策として、「三重県指針」ver. 7が発表されたというところで、一段と厳しい状況になりました。

11月25日現在、三重県内の陽性患者数は延べ人数で755人、このうち、ちょうど600の方が退院されましたけれども、これまで、先日も東員町でクラスターが発生して、今、11か所のクラスターが発生するなど、7名の方がお亡くなりになり、現在、入院・宿泊療養等が148名、重症患者は5名ということになっております。特に、クラスターが三つ発生した鈴鹿市や人口の多い四日市市、津市など、県においても第3波というものが到来し、厳しい状況になっているというのが現状でございます。

お亡くなりになられた方、御遺族にはお悔やみを、罹患された方々には心

よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、感染拡大防止に御尽力されている医療関係者をはじめとする多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、このような状況の中で、今回の介護サービス施設・設備整備等推進事業費は、15億円から6億円減額の9億円になっております。この事業費には介護サービスや病院等へのマスク、手袋の配布も含まれております。国からの支援があり、減額と聞いておりますけれども、この6億円減額の概要をお尋ねいたします。

また、これに関連して、県で備蓄されているマスク、消毒用アルコール等の備蓄量についてもお尋ねいたします。

なぜなら、この第3波と言われる感染拡大が危惧される中で、どれぐらい県として対応ができるのか規模感を教えていただきたいと思います。例えば、先ほど申し上げました、これまでに県内クラスターが11か所発生しておりますけれども、その中で県内最大規模の70名の陽性患者が発生した鈴鹿市の鈴鹿厚生病院のクラスター、このクラスターにおいても、備蓄されたマスク等が使われたというふう聞いておりますけれども、全体としてどれぐらい使用されたかということをお尋ねしたいと思います。

以上御答弁願います。

〔加太竜一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（加太竜一） 介護施設、医療施設の衛生資材の状況について御質問いただきましたので答弁させていただきます。

まず、介護施設の衛生資材の状況についてでございますが、本県では本年3月から、市町や関係団体の協力を得ながら、マスク約81万枚、手指の消毒用アルコール約4万5000リットルの配布を行うとともに、現在、使い捨て手袋約47万組の配布を進めるなど、支援に取り組んできたところでございます。

今回の補正予算に係る減額につきましては、介護保険施設等へ配布するためのマスクやガウン、手袋、消毒液等について、当初、地域医療介護総合確保基金を活用し、県が購入の上、配布を行うこととしておりましたが、その

後、国から介護保険施設等に対して供給されることとなりまして、順次配布が進んでいることから、そういった状況の中で、今後、新たに購入を図る県備蓄分を除き、減額しようとするものでございます。

なお、介護保険施設等の衛生資材につきましては、施設等において一定の確保を呼びかけているところですが、県においても、今後の感染拡大の備えといたしまして、マスク約65万枚、ガウン約6万枚、使い捨て手袋約125万組の備蓄を図ることとしており、クラスターが発生した介護保険施設等において、これらの衛生資材が不足する状況となった場合は、直ちに支援が可能な体制としていきたいと考えてございます。

一方、医療機関に対する備蓄といたしましては、サージカルマスク約83万枚、N95マスク約6万枚、ガウン約17万枚、使い捨て手袋約45万組、消毒液約2200リットルを確保している状況でございます。

鈴鹿厚生病院でクラスターが発生した際に、県から緊急配布したこれらの資材は、マスクやガウン、使い捨て手袋、消毒液等でしたが、配布量は多いものでも県の備蓄量のうち、約4%という程度でございましたので、備蓄については十分に確保できているものと考えてございます。

介護施設、医療機関等に対し、引き続き備蓄を呼びかけるとともに、県としてもクラスターに備えて備蓄の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） ピンポイントの回答、ありがとうございます。

国からの大幅な支援があつて、その部分での減額ということで理解させていただきました。

また、県内で最大規模のクラスターの鈴鹿厚生病院の部分でも、備蓄使用量は4%ということで確認させていただきました。今後、前例のない、大規模なクラスターが起こるかも分かりませんので、また、緊急事態に備えて、関係団体、企業との連携も引き続きお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

次に、2点目に移らせていただきます。

子ども・福祉部関連から、生活福祉資金の特例貸付についてです。

今回の12月の補正予算について、生活福祉資金の特例貸付は、県の社会福祉協議会を通じて約40億円の補助が計上されております。これは3月下旬から5回補正して、今、三重県だけでも総額75億円を超える予算というふうになっています。

10月末時点で、1万4000件の申請があるという状況でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収等で生活の維持が困難な方への手厚い対策を講じていただいているということに、心から感謝申し上げたいと思います。

一方で、減収等で生活困難の方は、早期に資金をお願いしたいというところでもございます。こうした申請、特に外国人の方に対する対応、通訳サービスも行っているという聞いておりますけれども、引き続き、そのところはスムーズにいくようお願いしたいと思います。

総合支援貸付等の貸付けに当たって、原則としては、自立相談支援事業の利用が貸付けの要件となっておりますけれども、これだけの申請1万4000件もあると、貸付業務に追われて、なかなか自立相談支援まで十分な連携ができているのかというのが心配でございます。

そこで、子ども・福祉部長にお尋ねしたいのは、実施主体である社会福祉協議会が迅速な貸付け決定や相談者に寄り添った丁寧な対応、自立に向けた相談、さらにはアクションを明確にした対応についてお伺いしたいと思います。

〔大橋範秀 子ども・福祉部長登壇〕

**○子ども・福祉部長（大橋範秀）** それでは、生活福祉資金貸付事業補助金について御答弁申し上げます。

生活福祉資金貸付制度は、緊急小口資金と総合支援資金の2種類がございしますが、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付けの対象などを緩和した特例貸付が、3月より実施されており、その受付期間が12月

まで延長されております。

緊急小口資金と総合支援資金を合わせた1か月当たりの申請件数は、8月の2800件をピークに、直近の10月は1100件となっており、依然として多くの申請が寄せられています。このため、実施主体である三重県社会福祉協議会では、申請件数の増加に合わせて、貸付業務に配置する職員を従来の5名から20名に増員し、申請から貸付けまでの期間も、ピーク時は1か月ほどかかっておりましたが、現在は10日程度で処理しております。

また、貸付けを受けた方への自立に向けた支援については、県及び市町に設置している16か所の自立相談支援機関で対応しています。

自立相談支援機関による支援が、総合支援資金の貸付期間の延長条件であることから、貸付けの増加に伴い、支援対象者が増加しているため、各自立相談支援機関では相談員や事務職員を複数名増員して、体制の強化を図っております。

相談においては、ハローワークや関係機関との連携した就労支援はもとより、住居を失うおそれのある方への住居確保給付金の支給、収入に応じた生活ができない方への家計相談の実施、また、食料の確保が困難な方へのフードバンクによる食料支援など、対象者の課題に寄り添った支援を実施しております。

次に、外国人世帯からの申請については、10月の申請件数が約5割と全体に占める割合が高くなっております。このため、外国人世帯からの申請にも迅速に対応できるよう、県社会福祉協議会では、貸付けに当たり、市町社会福祉協議会に通訳者の配置、翻訳機の活用など、体制整備に向けた支援を行っています。

また、各自立相談支援機関においても、多言語対応のチラシの活用、通訳の配置の対応を行っているところです。

特に、県が所管する自立相談支援機関については、今回の補正予算により、タブレット端末を各町に配布して、ウェブ相談を実施するほか、社会福祉協議会と相談者と通訳の三者によるビデオ通訳を広域的に導入することで、さ

らに迅速な対応を丁寧に進めたいと思っております。

引き続き、社会福祉協議会や市町と十分に連携し、貸付けを必要とする世帯へ、生活に必要な資金が速やかに届くよう最大限に努めるとともに、貸付けを受けた世帯が、貸付期間内に着実に生活を立て直すことができるよう、一人ひとりの課題に寄り添った支援を行うことを、今後も地域で安定した生活ができるよう取り組んでまいります。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

**○11番（下野幸助）** この生活福祉資金の特例貸付は、本当に多くの方が望まれています。先ほど、5回目の補正と言いましたけれども、1回目の2.8億円、2回目5億円、3回目7億円、4回目は19億円、5回目40億円と、倍々ぐらいのスピードで上がっているということでございます。

先ほど、部長からタブレット端末、ビデオ通訳等も含めてという部分もありました。特に、外国人比率も高まっていますので、そのところ、社会福祉協議会、市町とも連携をして、しっかりとお願いしたいというふうに思います。

最後に、3点目の質問に移らせていただきたいと思います。

先日、知事の提案説明で、知事自ら、新型コロナ克服設備等投資支援資金について、御説明がありました。

そして、この資金は、今、よく使われている新型コロナウイルス感染症対応資金やセーフティネット資金に比べて融資条件が厳しい状況でございます。

今回、創設された新型コロナ克服設備等投資資金に類似したものは、小規模事業資金やみえ経営向上支援資金の部分になってくるかと思うんですが、これは県の枠が3億円ある中でも、まだ使われているのは5%程度というところでございます。

最後に、知事にお願ひさせていただきたいのは、こちらのほうの、年末で申込期限が切れる三重県新型コロナウイルス感染症対応資金とかセーフティネット資金は3000億円規模で、今、融資枠は7割以上の方が利用されているという状況でございます。ここの部分も、創設される資金の部分も並行して、

こちらのほうの使い勝手のよいほうの申込み延長をお願いしたいと思っておりますけれども、知事のお考えをお尋ねいたします。

○議長（日沖正信） 答弁は簡潔に願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御指摘いただきました新型コロナウイルス感染症対応資金、セーフティネット資金の制度延長については、これまでもリーマンショックを上回る過去最大の融資枠で、先ほど議員が御指摘のとおり、24日時点で保証承諾ベースで3138億円の融資が実行されています。

年末、年度末の資金需要期を控え、資金繰りが一層厳しくなることが懸念されるので、11月20日、私は全国知事会の地方創生対策本部長として、坂本大臣に、この融資制度の延長を要望しました。また、加えて、県としても独自に国に要望を行い、要望活動の結果、国でセーフティネット保証4号については、3月1日まで指定期間の延長を決定され、新型コロナウイルス感染症対応資金についても、実施期間の延長に向けて検討が行われています。

引き続き、強力に資金繰り支援を行ってまいりたいと思っております。

〔11番 下野幸助議員登壇〕

○11番（下野幸助） 前向きな答弁、感謝を申し上げます。

県内を支える中小企業の皆さん、これから年度末に向けても大変厳しい状況になろうかと思っております。第3波の新型コロナウイルス感染症、いろいろな分野で手厚い支援のほうをお願い申し上げまして、議案質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で、議案第145号から議案第195号までに関する質疑を終了いたします。

## 議 案 付 託

○議長（日沖正信） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第145号から議案第195号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

いと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって本件は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議案付託表
-------

総務地域連携常任委員会

議案番号	件名
185	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託を廃止するための協議について

戦略企画雇用経済常任委員会

議案番号	件名
166	三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案
183	三重県営サンアリーナの指定管理者の指定について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件名
170	工事請負契約について（桑名市源十郎新田事案後期対策工事）
172	工事請負契約の変更について（四日市市大矢知・平津事案支障除去対策（染み出し抑止工ほか）工事）
179	三重県環境学習情報センターの指定管理者の指定について
180	三重県交通安全研修センターの指定管理者の指定について
181	三重県民の森の指定管理者の指定について



182	三重県上野森林公園の指定管理者の指定について
-----	------------------------

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件名
162	三重県感染症対策条例案
165	三重県薬事審議会設置条例の一部を改正する条例案
174	公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標について
175	みえこどもの城の指定管理者の指定について
176	三重県母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について
177	三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者の指定について
178	三重県視覚障害者支援センターの指定管理者の指定について
184	三重県立志摩病院の指定管理者の指定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件名
171	工事請負契約について（主要地方道四日市鈴鹿環状線（花ノ木橋（仮称））道路改良（橋梁上部工）工事）
173	工事協定締結の変更について（一般国道42号道路改築事業に伴う参宮線松下・池の浦シーサイド間25km304m付近で交差する池の浦こ線橋改築工事）

予算決算常任委員会

議案番号	件名
145	令和2年度三重県一般会計補正予算（第8号）
146	令和2年度三重県県債管理特別会計補正予算（第1号）
147	令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
148	令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
149	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）
150	令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
151	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
152	令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
153	令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）
154	令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第1号）
155	令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
156	令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第1号）
157	令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
158	令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第1号）
159	令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
160	令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

161	三重県新型コロナウイルス感染症対応中小企業者等金融支援臨時基金条例案
163	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
164	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
167	三重県営松阪野球場条例の一部を改正する条例案
168	当せん金付証券の発売について
169	土木関係建設事業に対する市町の負担について
186	令和2年度三重県一般会計補正予算（第9号）
187	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
188	令和2年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）
189	令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）
190	令和2年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）
191	令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
192	令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第2号）
193	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
194	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
195	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

## 先議議案の審査期限

○議長（日沖正信） この際、お諮りいたします。

議案第186号から議案第195号までは、先議いたしたいので、会議規則36条

第1項の規定により、明27日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

## 請 願 の 付 託

○議長（日沖正信） 日程第4、請願の特別委員会付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第25号につきましては、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認めます。よって、請願第25号は、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明27日から29日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明27日から29日までは休会とすることに決定いたしました。

11月30日は定刻より、県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時14分散会